大規模小売店舗の変更について (公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の 日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年5月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 柏崎ショッピングモール

所在地 柏崎市東本町一丁目315番1外

設置者 株式会社柏崎ショッピングモール

- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 計5,766平方メートル

(変更後) 計5,755平方メートル

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)午前10時から午後9時(年間150日午後10時まで)

(変更後) 午前9時から午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)午前9時30分から午後9時30分(年間150日午後10時30分まで)

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分

- 3 変更年月日
 - ・2(1)に関する事項

平成28年1月1日(但し、軽微変更と認められた場合その日以降)

・ 2(2)ア及びイに関する事項

平成27年5月1日

4 届出年月日

平成27年4月30日

5 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業·地場産業振興課

(なお、柏崎市産業振興部商業労政課でも閲覧ができます。)

6 縦覧期間

平成27年5月15日から平成27年9月15日まで

7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業·地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp